

Title	〔下級審民訴事例研究七四〕権利能力なき社団である自治会が、前会長を相手どって、現会長が別の人であることを求める確認訴訟が、当事者適格、確認の利益があるとして適法とされた事例 預金通帳名義変更等請求控訴事件(東京高裁平成二六年八月二七日民一―二部判決)
Sub Title	
Author	河村, 好彦(Kawamura, Yoshihiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2016
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.89, No.10 (2016. 10) ,p.57- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20161028-0057

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「X₂自治会会長Y」名義の預金口座の名義変更手続きに応じず、また、X₁がX₂自治会の代表者として行なった預金払戻手続きにも応じなかった。そこでX₂自治会は、A信組を被告として、本件名義変更手続きと本件預金の払戻しを求める訴えを提起した。

他方、東京都住宅供給公社（以下これを「本件公社」という。）は、X₂自治会を被告として、M都営住宅の共用設備等に係る平成二三年五月分以降の未払電気料金の支払いを求める訴えを提起している。

以上の事情から、X₁はYに対し、X₁がX₂自治会の会長の地位にあることの確認（以下これを「本件地位確認」という。）および「X₂自治会会長Y」名義の預金口座の変更手続き（以下これを「本件名義変更手続き」という。）を求めて訴えを提起した（以下これを「第一事件」という）。また、X₂自治会はYに対して、本件名義変更手続きをすること、本件地位確認、および、Yが本件名義変更手続きをしないことによりこうむった損害の賠償として一、二万三五五円および三三六万六二六八円に対する平成二四年七月二四日から本件名義変更手続き完了まで年五分の割合による金員の支払い（以下これを「本件損害賠償」という。）を求めて訴えを提起した（以下これを「第二事件」という。）。

第一審である東京地判平成二六年三月三十一日は、X₁がYを被告として訴えを提起した第一事件については訴えをいずれ

も却下した。他方、X₂自治会がYを被告として訴えを提起した第二事件については、本件名義変更手続きを求める訴えを却下し、本件地位確認請求を認容し、本件損害賠償請求を棄却した。

Yはこれを不服として、第二事件中のYの敗訴部分を取り消して、主位的にX₂自治会の訴え中の本件地位確認および本件損害賠償請求に関する訴えの却下を、予備的にX₂の本件地位確認請求の棄却を求めて控訴した。控訴理由としてYは、第一に、本件地位確認はX₂自治会内の対立であり、これは団体内部の自主的・自治的解決によるべきものであって裁判所が公権的に介入するのが適切な社会的紛争ではないため法律上の争訟にはあたらないこと、第二に、本件地位確認の対象は過去の事実ないし社会関係の存否にすぎないこと、第三に、団体の代表者たる地位の確認訴訟は、団体の代表者たる地位を主張する者が団体に対してすべきものであるからX₂自治会には本件地位確認を求める訴えの原告適格はなく、またYには被告適格がないことを挙げた。

第一事件についてはX₁が控訴しなかったためその各請求に関する第一審判決は確定しており、控訴審の審理の対象となっていない。また第二事件についても、X₂自治会は、本件名義変更手続きに関する訴えを却下した部分と本件損害賠償請求を棄却した部分について控訴しなかったため、本件控訴審の審理の対象は、第二事件におけるX₂自治会のYに対する

本件地位確認と本件損害賠償請求が認められるかどうかということになる。

これに対して、本件地位確認に関する控訴には理由がないとして棄却し、本件損害賠償請求に関する控訴は控訴の利益を欠くとして却下したのが本判決である。

なお、 X_2 自治会がA信組を被告として本件名義変更手続きと本件預金の払戻しを求めた訴えについては、本件第一審で X_1 が X_2 自治会の会長であることが確認されたとして、平成二六年六月一三日、A信組が本件名義変更手続きに応じること、 X_2 自治会が、本件公社による本件預金に対する仮差押えを有効であると認め、本件公社が本件預金に対して差押執行をした場合にA信組が支払うことに異議を述べないことなどを内容とする訴訟上の和解がなされている。

〔判旨〕

「(2) 法律上の争訟性について

Yは、本件は、団体内部の自主的・自治的解決によるべき争いであり、直接裁判所において公権的に介入するのが適切な社会的紛争であるとはいえない旨主張する。

しかし、 X_1 が X_2 自治体の会長の地位にあるか否か自体は、 X_1 が本件規約に従って会長に選任されたか否かを審理することによって判断することができるのであり、司法判断に適合すると解するのが相当である。

また、前記認定のとおり、 X_2 自治体は、現に、権利能力なき社団として、会員から毎月相当額の会費を徴収し、これを共用部分の電気料金その他の必要な経費の支払に充てており、その他にも、社会的、経済的な活動の主体となっていることが窺える。そうすると、 X_2 自治体の代表者の地位にある者が誰であるかという紛争は、対外的、対内的な関係において派生的、連鎖的に種々の法律上の紛争を生じさせるものであることは明らかであり、裁判所が公権的に介入するのが適切な社会的紛争に当たるとは明らかとすべきである。

なお、 X_2 自治体の会員の一部分が再編グループと称しているとしても、それは、Y本人尋問の結果によっても、 X_2 自治体内部の分派であつて、 X_2 自治体が分裂しているものとまでは認められず、 X_2 自治体とY間で、 X_2 自治体の代表者が誰であるかを公権的に判断することを不可能とさせるものではない。よつて、Yの上記主張は採用することができない。

「(3) 訴えの利益について

A Yは、本件地位確認が、過去の事実ないし社会関係の存否を対象としているに過ぎない旨主張する。しかし、本件において、平成二二年に行われた本件選挙の適法性及びその本件定期総会における承認の有無が主たる争点となっているとしても、 X_2 自治体は、 X_1 が X_2 自治体の会長の地位にあることの確認を求めているものであり、これが過去の事実ないし社会関係でないことは明らかである。

イ 前記のとおり、本件地位確認は、権利能力なき社団である X_2 自治体の対内・対外関係において、派生的・連鎖的に発生し得る法的紛争の前提となるものである。

現に、 X_2 自治体は徴収した会費その他の収入を本件各預金口座に入金し、その額は平成二三年五月当時約五五〇万円であった。Yは本件各預金口座の通帳を X_1 に引き渡したが、届出印はYが所持しており、また、本件各預金口座の口座名義を変更する手続にも応じていない。そのため、前記第二の二(7)のとおり、本件信組は、本件名義変更手続に応じず、 X_1 が X_2 自治体の代表者として本件預金を払い戻すことにも応じていなかった。本件信組は、原判決において X_1 が X_2 自治体の代表者であることが確認されたのを受けて、平成二六年六月一三日の訴訟上の和解で、ようやく本件名義変更手続には応じた。しかし、本件地位確認にかかる訴えが却下されれば、金融機関たる本件信組としては、 X_1 を X_2 自治体の代表者とする本件預金の払戻手続には応じられないとする可能性がないではない。

また、本件選挙後も、Yは、 X_2 自治体の代表者と称して、本件アパートへの仮移転者の移転への協力依頼を受け、 X_2 自治体の物品の対外的な貸し出しをしたことなどがあり(乙九〜一三)、 X_2 自治体の代表者が X_1 であるか否かが未確定であると、今後、種々の法的紛争が発生する蓋然性が高い。

以上からは、 X_2 自治体の代表者が X_1 であるか否か確認すれ

ば、 X_2 自治体の法律上の地位に現に生じている不安ないし危険は除去されるといえるのであって、本件地位確認には即時確定の利益があるといえることができる。

よって、本件地位確認には、訴えの利益があるといふべきである。

(4) 当事者適格について

本件においては、Yは X_2 自治体の前会長であり、 X_1 が会長としての地位にあることを争うとともに、自らが X_2 自治体の会長であることを前提とする行動を取っている。そして、 X_2 自治体が、Yを相手取って本件地位確認を請求し、これを認容する確定判決により、 X_2 自治体とYとの間で X_1 が X_2 自治体の執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、紛争の抜本的解決に資することは明らかである。

よって、当事者適格も認められる。

(5) 以上判示したところによれば、 X_2 自治体がYに対し本件地位確認を求める訴えは、法律上の争訟であり、かつ、訴えの利益も当事者適格も認められる適法な訴えであるといふべきである。」

〔評 釈〕

判旨に賛成する。

一 本判決の意義および位置づけ

本件は、都営住宅の住民で構成されるX₂自治会と現在の代表者であると主張するX₁が原告となつて、自治会の前代表者であり、現在も代表者であると主張するYを被告として、X₁が真に自治会の代表者の地位にあることの確認などを求めて提起した訴えである。ただし、控訴審においては、X₂自治会のYに対する、X₁がX₂自治会の会長の地位にあることの確認と、本件損害賠償請求が審理の対象となつてゐる。

Yの控訴に対して本判決は、本件地位確認について法律上の争訟性を肯定し、確認の利益、さらにX₂自治会の原告適格も肯定して、本件訴えを適法とした。マンションなどの自治会において運営方法の対立などの内部紛争が生じた場合に、自分が代表者であると主張する者などが原告となり、団体を被告として、団体が代表者とする者の地位不在確認または自己が代表者であることの地位確認の訴えを提起することは従来多く行なわれている。しかし本判決のように、団体自身が原告となつて前代表者を被告として現代表者の地位確認の訴えを提起した事案は見当たらない。⁽¹⁾ 本判決はこの問題について法律上の争訟性、確認の利益、および当事者適格を認めたものであり、この点で意義を有

するといえる。

以下、本件事件の法律上の争訟性、確認の利益、当事者適格の有無、および、請求棄却判決に対して訴え却下を求めてなされた控訴に対する措置について順に検討を加えることとする。なお、本件は権利能力なき社団に関するものであるが、権利能力なき社団の法律関係はその性質に反しない限り法人と同様に取り扱うものとされていることから、本稿においても基本的には法人と同質のものとして考察を行なうこととする。

二 法律上の争訟性について

1. Yは控訴理由として、本件地位確認は自治会内部の自主的・自治的解決によるべきものであつて裁判所が公権的に介入するのが適切な社会的紛争ではないため、法律上の争訟にあたらなないと主張している。このため、まずそのYの主張の当否が問題となる。

裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の「法律上の争訟」を裁判するものとされる（裁判所法三条一項）。ここで「法律上の争訟」とは、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する当事者間の紛争であつて、かつ、それが法令の適用によつて終局的に解決で

きるものをいうとするのが判例⁽²⁾および通説的見解⁽³⁾である。

団体内部の紛争が「法律上の争訟」として司法審査が及ぶか否か、及ぶとした場合の司法審査の具体的な程度については、これまで宗教団体に関する紛争を中心として議論がなされている⁽⁴⁾。本件の自治会に関する紛争のような一般的な自治的団体内部の紛争に関する裁判例の傾向は、おおむね、請求自体が一般市民法秩序と密接な関連性を有していない場合には「法律上の争訟」にはあたらないため訴えは不適法であるとする⁽⁵⁾。他方、請求が一般市民法秩序と密接な関連性を有する場合には「法律上の争訟」であり司法審査は及ぶが、その審査の範囲は、自治的団体内部の意思決定が当該団体の定める適正な手続きに則ってなされたものかどうか、または裁量権を逸脱するものではないかどうかに限られるとする⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

本判決は、第一に、 X_1 が X_2 自治会の会長の地位にあるか否か自体は、 X_1 が本件規約に従って会長に選任されたか否かの審理により判断できること、第二に、 X_2 自治会の代表者が誰であるかという紛争は、対外的、対内的な関係において派生的、連鎖的に種々の法律上の紛争を生じさせるものであるため裁判所が公権的に介入するのが適切な社会的紛争にあたることを根拠として、本件訴えが「法律上の争

訟」に該当するとする。前記判示のうちの第二の根拠は、自治会代表者の地位はさまざまな法律関係を生じさせるものであることから、その確認を求める訴えは具体的な法律関係の存否に関する紛争であり、かつ一般市民法秩序と密接な関連性を有することを示すものと解される。また、第一の根拠は、自治会代表者の選任が当該団体の選任に関する規約手続きに則ってなされたかどうかを審理することが可能であることを示すものである。したがって、本判決は、従来の一般的な自治的団体内部の紛争に関する裁判例の傾向に合致したものであるといえる。

2. 具体的な法律関係の存否が訴訟物とされる場合の審判の範囲に関する学説としては、宗教団体内部の紛争を念頭に置いたものではあるが、請求の当否を判断するときに、その前提として本来宗教団体が自律的に決定すべき宗教上の教義などを判断しなければならない場合には国家は宗教上の事項に介入することは許されないとして訴えを却下すべきであるとする見解もある⁽⁸⁾。しかし、多くの見解は、裁判所が判断を回避することは国民の裁判を受ける権利（憲法三二条）を害することを根拠に、裁判所は本案について判断すべきであるとする。この見解に属する主なものとしては、まず、主張立証できないものは純法的に主張責

任・証明責任の分配により本案判決をすべきであるとするものがある（以下これを主張立証責任説という⁹⁾。この見解は、訴訟物を判断するにあたっての前提問題として裁判所が立ち入れない事項が主張される場合には、法的に理由づける事実の主張がない（主張自体失当）としてこれを排斥し、主張責任を適用して本案判決をしなければならぬとする。また、団体が自律的に意思決定を行なった結果は、原則としてそのまま判断の基礎として本案判決をすべきであるとする見解も主張される（以下これを自律結果受容論という¹⁰⁾）。

3. この問題の核心は、団体構成員の裁判を受ける権利の保障と、憲法の保障する結社の自由（憲法二二条）の保障の調和点をどこに求めるかにあると考えられる。まず、司法審査が及ぶかどうかについては、具体的な権利義務や法律上の地位が訴訟物となっている場合に訴えを却下したのでは紛争は解決せず、当事者は自力救済によるしかない。当事者の請求が具体的な権利義務または法律上の地位に関するものであれば、紛争解決のためにそれについて審理し裁判するのは裁判所の義務であり、訴えを不適法として却下することは国民の裁判を受ける権利を害するといえよう。したがって、当事者の請求が具体的な権利義務または法律

上の地位に関するものである場合には、裁判所は本案判決を原則とすべきであると解する。

次に、審査の程度についてであるが、団体の構成員は自己の自由な意思にもとづいて当該団体に加入しているのであるから、適正な運営によってなされた団体の自律的決定に拘束されることは覚悟すべきである。したがって裁判所は団体と構成員の間の訴訟において、原則として団体の自律的な決定を受容し、これを前提とした判断をすべきことになる¹¹⁾と考える。ただし、団体の自律的な決定による場合にも、それはどのようなものでも許されるというわけではなく、決定を受容するための要件として適切な団体運営がなされていることが必要と解される。すなわち、選任に関する規定があり、これが証拠により認定できる場合には、裁判所は規定に則って手続きが進められたかどうかの審理を行なうことができると解すべきである。このような手続きに関する事項は客観的に判断できることであるから、裁判所の審判権を認めても団体結社の自由は害されないと解されるからである。以上の点から、基本的には自律結果受容論を支持したい。なお、特に宗教団体に関する紛争について、このような規定がない場合にも裁判所は条理により判断すべきであるとの主張もある¹¹⁾が、裁判所にそこ

まで踏み込んだ判断を認めることは団体の自律的決定を害するおそれがあるのではないだろうか。

本判決は自治会の会長の地位にあるか否かを「法律上の争訟」であるとしたうえで、審判の範囲を会長選任手続きが本件規約に従って行なわれたかにかからせていることから、基本的には自律結果受容論に立つものと解される。なお、主張立証責任説については、主張立証責任による裁判は当事者に主張立証が可能であることを前提とするところ、主張立証が不可能な場合にも当事者に不利益を課す場合がある点で妥当性を欠くと考えられる⁽¹²⁾。

三 確認の利益について

次に、Yは控訴理由として、本件自治会会長の地位確認の対象は過去の事実ないし社会関係の存否にすぎないために確認の利益を欠くと主張している。そこで、この主張の妥当性が問題となる。

過去の権利または法律関係を確認しても現在生じている紛争の解決にとって有効適切とはいえないことから、確認の対象は原則として現在の権利または法律関係でなければならぬとされる⁽¹³⁾。しかし、過去の権利または法律関係の確認が現在の権利または法律関係をめぐる紛争の解決に

とってより適切である場合には確認の利益を認めてよいとするのが判例および通説的見解である⁽¹⁴⁾。

しかし、そもそも本件におけるX₁がX₂自治会の会長の地位にあることの確認を求める訴えは、あくまでX₁が現在会長の地位にあることを求めるものであるから、過去の法律関係の確認ではなく、現在の法律関係の確認を求めるものである。本判決も、この訴えが「過去の事実ないし社会関係でないことは明らかである。」としており、正当である。

また、即時確定の利益についてであるが、A信組が代表者を確認できないとしてX₂自治会の預金口座の名義変更および払戻しを拒絶したのは、Yが自分が会長であると主張して名義変更手続きを拒んだためである。第一審が本件地位確認を認めたことを受けて、A信組との間で名義変更については訴訟上の和解が締結されたが、払戻しに関してはまだ決着がついていない。さらに、YはX₂自治会の代表者と称して、本件アパートの物品の貸出しなどについて代表者であることを前提とする行動をとっている。これらのことからX₂自治会の法律上の地位には現に不安が生じており、本件地位確認によりその不安は除去されるといえるため、本件訴えには即時確定の利益もあるといえることができる⁽¹⁶⁾。

四 当事者適格について

1. Yは控訴理由として、団体の代表者たる地位の確認訴訟は団体の代表者たる地位を主張する者（本件ではX₁）が原告となり、団体（本件ではX₂自治会）を被告として提起すべきものであるからX₂自治会には本件地位確認を求めざるべきものからX₂自治会には被告適格がないと主張する。これに対して本判決は、X₂自治会の原告適格およびYの被告適格を肯定している。

当事者適格とは、訴訟物についての利害関係人として、その存否を確定する判決を受ける適格をいい、訴訟物である権利関係の存否の確定について法律上の利害が対立する者が当事者適格を有するとされるのが一般である。団体の内部紛争において当事者適格を有する者が誰であるかにつき、会社法は会社の組織に関する訴えについて規定を置くが（会社法八三四条）、本件のような事案に関しては規定がない。そこで本件における原告と被告の間において対立する法律上の利害関係があるかどうか、団体の代表者たる地位の確認訴訟の原告適格が団体自身にあると解すべきかどうか問題となる。

2. 前述したように、団体自身が原告となり、代表者であると主張する者を被告として、団体が正当な代表者と認め

る者の地位の確認を求めらるる事案についての裁判例は見あたらない。ただし、財団法人が原告となり、理事であると主張する者を被告として、財団法人の理事会決議不存在の確認の訴えを提起した裁判例としては、京都地判昭和四七年三月二十九日（以下これを「京都地判昭和四七年」という¹⁸）、およびその控訴審である大阪高判昭和四八年二月二一日（以下これを「大阪高判昭和四八年」という¹⁹）がある。京都地判昭和四七年は、財団法人が被告が理事の地位にないことの確認の訴えを提起すれば既判力に対世効が認められて紛争は根本的に解決されることから、現在の法律関係の確認の訴えでない決議不存在の確認の訴えを特に認める必要はないとして、訴えを却下した。これに対して大阪高判昭和四八年は、相対立する二派のいずれが理事に選任されて法人運営の実権を握るかという紛争は法人自体の利益には直接結びつかないことから、紛争の当事者である理事の立場を超越したいわば中立的立場にある法人自身は原告適格を有しないとして、訴えを不適法とした。

学説も、団体の内部紛争における当事者適格については、たとえば新たに宗教法人の代表者に選任されたと主張する者が、現在も代表者であると主張する者を被告として、代表者であることの確認を求めらるる訴えを提起した場合の被告

適格といった問題を主に念頭に置いて検討を行なっており、原告適格については必ずしも正面から取りあげていない。しかし、被告適格の問題は原告適格の反対形相といえる側面を有することから、被告適格に関する裁判例および主要学説の見解を、適宜原告適格に関する議論に敷衍して検討することとする。

3. 団体の内部紛争における被告適格に関する裁判例としては、まず、積極的確認の訴えとして、A寺の代表役員・責任役員かつ住職であるXが原告となり、A寺の包括宗教法人Y₁と現在住職に任命されて代表役員・責任役員として登記されているY₂を被告として、Xが代表役員・責任役員および住職の地位にあることの確認を求めた最判昭和四四年七月一〇日がある(以下これを「最判昭和四四年」という)⁽²¹⁾。最判昭和四四年は、法人(A寺)を被告とせず代表役員などの地位確認を求める訴えについて請求認容判決が得られたとしても、その効力は当該法人には及ばないために何人も法人との間で判決が確定した法律関係に反する主張を妨げられないことになって紛争を根本的に解決する手段として有効適切でないとして、代表役員と主張する者を被告とする訴えを却下した。他方、法人の代表役員と主張する者が当該法人を被告として役員たる地

位の確認を求め、その請求について認容判決がされた場合には、「その者が当該法人との間においてその執行機関としての組織法上の地位にあることが確定されるのであるから、事柄の性質上」この判決は対世的効力を有するため、関係当事者間の紛争を根本的に解決できるとし、団体自身に被告適格があることを認めた。

次に、消極的確認の訴えについては、合資会社の無限責任社員が原告となり、他の社員を被告として、その者が無限責任社員でないことの確認を求めた確認の訴えについて、無限責任社員の地位の消極的確認が求められた場合には会社は原告または被告と固有必要的共同訴訟の関係に立つべきであるとするとこの訴えを却下した最判昭和四二年二月一〇日(以下これを「最判昭和四二年」という)⁽²²⁾がある。この最判昭和四二年は、会社を被告としない訴えの既判力は当事者のみ及び、会社には及ばないとして、原告はこの訴えに勝訴してもその法律関係を会社に主張できず、また、敗訴被告は自分が無限責任社員であるとの主張を妨げられないため紛争を根本的に解決する手段として有効適切でないことをその理由として挙げる。最判昭和四二年は、判決の効力を第三者に対世的に及ぼすことを認めず、関係者間において合一に確定することにより紛争の抜本的

解決をはかろうとしたものである。その根拠は、原告からみた場合には会社と他の無限責任社員の関係は他人間の法律関係ととらえられることから、他人間の法律関係の確認を求める場合にはその双方を相手方として訴えを提起しなければ当事者適格を欠くとされていることに求められると解される。⁽²⁴⁾

団体の内部紛争における被告適格に関する通説的見解は、団体自身に被告適格を認めるべきであり、かつそれで足りるとする。⁽²⁵⁾ この見解は、当事者適格の有無の決定における対立する利害関係の判断においては、訴訟が実体法上の権利の処分と同様の機能を有することから実体法的観点を重視すべきであるとする。そして訴訟物たる権利関係について管理処分権を有する者、ないし団体の組織上の法律行為に関する実体法上の利益帰属主体が団体であることから団体が当該訴訟において利害関係を有すると解し、このことを団体が当事者適格を有する根拠とする。⁽²⁶⁾ その他にも、法人本質論における法人実在説、特に組織体説の影響により、たとえば株主総会決議が会社自身の意思決定と解されること、いわゆる組織法の理論の影響により株主総会決議のような会社内部の意思決定などの効力が争われる訴訟においては、組織法上個々の構成員の利益を束ねた会社自身が最

も強い利害関係を有していると解されること、ドイツ法の影響などもその根拠と解されている。⁽²⁷⁾

では、これを本件についてみた場合には、どのように解されるであろうか。本件を団体自身に被告適格を認める最判昭和四四年と利益状況を同じくするものと考えられる場合には、団体自身に原告適格を認める本判決は最判昭和四四年の延長線上にあるものとしてとらえることもできる。他方、本件は団体であるX自治会が原告となり、会長であると主張するYを被告として、X₁がX₂自治会の会長の地位にあることの積極的確認を求める訴えであることから、むしろ最判昭和四二年利益状況を共通にすることから、むしろ最判昭和四二年の反対形相⁽²⁸⁾であると考えられることもできよう。そして最判昭和四二年を団体と他の社員の両方を被告とすることを要する固有の共同訴訟を認めるものとして解する場合には、公平の見地から、反対形相である本件において原告適格を有するのは団体および他の社員の双方であり、その訴訟形態は固有の共同訴訟と解すべきことになる。このように解した場合には、本判決は最判昭和四二年とは異なる立場に立つものといえることができる。ただし最判昭和四二年を、他の社員を中核的な被告適格者とは解さず「法人に他の理事者が付け加えられるという発想で

あつて、法人を中核的な被告適格者としている点では「積極的確認の場合と」変わりはないと見てよいであろう。⁽²⁹⁾とし、かつ、法律関係の画一化の要請は判決の対世的効力により満足されると解する場合には、当事者以外の利害関係人に対する手続保障の要請をひとまず措くとすれば、最判昭和四二年の立場に立つても原告適格は会社のみであり、団体は単独で訴えを提起する適格を有すると解する余地もないわけではない。

4. 団体自身に被告適格を認める最判昭和四四年は、法人を当事者とした場合の判決に対世的効力が生じる理由を、請求認容判決により当該法人が執行機関として組織法上の地位にあることが確定するという事柄の性質に求める。しかしこれに対しては、なぜ法人（団体）を被告とすれば対世的効力が生じるのが明らかでないとの批判がある。⁽³⁰⁾

また当事者適格については、当事者適格は訴訟物である権利関係の存否の確定について法律上の利害が対立する者に認められるものであるところ、その利害の対立は紛争の実態に即した訴訟追行が期待できる者の間にあると解すべきであるとの見解が主張される。⁽³¹⁾この見解は、法人は主として外部の者との関係において意義を有するものであつて法人内部における紛争については主体的な役割を果たして

おらず、法律上重要な利害関係を有していないとし、判決の効力を第三者に及ぼすためには本来ならば原告以外の他の構成員全員を被告とすべきであるが、これは手続きを煩雑にするものであり現実的でないことから、紛争の実態に鑑みて原告とは正反対の利害関係を有する者に被告適格を認めるべきであるとする。この見解によれば、たとえば会社の取締役が誰であるかをめぐる争いの場合には、その他の法人ないし権利能力なき社団などの団体の場合には、現に自ら正当な理事であると主張して争う者が被告適格を有することになり、これらの者が訴訟を進行した場合に、判決は対世効を有することになる。⁽³²⁾この見解を本件にあってあるかという紛争に重要な利害関係を有していないため、原告適格を有しないことになる。本件において原告適格を有するのは、紛争の実態に即した訴訟追行が期待できるX自身になると考えられる。

5. 紛争の実態に即した訴訟追行が期待できる者に被告適格を認めるこの見解に対しては、まず、誰を被告とすべきかが不明確であること、また、団体の構成員や他の役員などの重大な利害関係を有する多数の者の多様な利害を調整

し、集約して、その結果に従って代表として適切に訴訟追行を行なうことが期待できるのは会社であることを根拠として、会社に被告適格を認めるべきであるとする見解がある⁽³³⁾。ただしこの見解は、取締役選任決議を争う訴訟における当該取締役などは一般第三者に比してより重大な利益を有するため会社の訴訟追行によつてはその利益を充分に代表されないとしてその者に団体とは別に被告適格を認め、また、少数数の株主からなる株式会社にあつては、原告に反対する株主全員が被告とされていれば特に会社を被告とするまでもなく、その訴えを有効と解する余地はあるとする⁽³⁴⁾。

また、原告と利害が現実に対立している紛争主体を被告とするが、これだけで第三者に判決の効力が及ぶと解するときには、当該紛争に直接は無関心な一般構成員のような自己の利益が原被告の利益とは必ずしも一致しない者の手続保障が充足されないことを根拠として、これらの者の意見を集約して訴訟追行する主体としての団体自体にも被告適格を認めるべきであるとする見解も主張される⁽³⁵⁾。この見解は、自称代表者・理事が訴訟を進行する意思がない場合にも被告となることを強制されるのは酷であるとして、団体単独で被告とされる場合には団体のみに被告適格を認め

る。他方、自称代表者・理事が被告とされる場合は判決効の拡張を受ける一般構成員の利益をはかるために団体の訴訟追行資格を保障する必要があるため、自称代表者・理事は単独では被告適格を有せず、団体とともに被告となることによりはじめて被告適格を獲得する、いうならば片面的類似必要の共同訴訟の関係になるとする⁽³⁶⁾。この見解による場合には、本件においても自称代表者・理事が訴訟を進行する意思がない場合にもその者を原告としなければならぬといふことは不都合と考えられるから、X自治会のみが訴えを提起した場合にも、これに原告適格を認めることが許されるものと解される。

さらに、これらの見解が団体に被告適格を認める根拠を擬制的にすぎるとし、団体に被告適格が認められるのは、判決の名義人として訴えを適法に成立させ、かつ訴訟の結果に最も利害関係を有する者が被告側あるいは原告側に共同訴訟参加ないし共同訴訟的補助参加することができる状態を作ることにあるものにすぎないとする見解がある⁽³⁷⁾。この見解によれば、団体は現実には訴訟追行する資格はなく、また訴訟追行を認められない。他方、原告は利害関係人の参加を保障するために株式会社では少なくとも取締役全員、小規模団体では構成員全員に訴訟告知をなす義務を負い、

これを怠った場合は訴えは不適法となり、訴訟告知が看過された者には判決の効力は及ばないとする⁽³⁸⁾。この見解による場合の本問の処理は必ずしも明らかではないが、X₂ 自治会は原告適格を有するが、訴えを提起して構成員に訴訟告知をした後は自身は訴訟進行することができず、団体の構成員による Y または X₂ への共同訴訟参加または共同訴訟的補助参加を待つことになるのではないかとも思われる。しかし、当事者であることを認めながらその者が訴訟進行することは認めないとするのが従来の当事者についての考え方のもとで認められるかについては、検討すべき問題が残ると解される⁽³⁹⁾。

6. では、どのように解すべきであろうか。民事訴訟は紛争の解決を目的とすることから、当事者適格も利害関係が対立する者の間で認められる。ここでいう紛争の解決は、単に形式的になされるべきものではなく、判決の効力が及ぶ前提としてその者に自らの主張を述べる機会、すなわち手続保障が認められたうえでなされる実効性のあるもの、すなわち利害関係人が納得する実質的なものでなければならぬ。そうであるとすれば、当事者適格の判断における利害関係の対立も、同様に紛争の実態に着目して、訴訟の結果について重大な利害関係を有している者が誰であるか

を実質的に判断したうえで決定すべきである。その意味で、たとえば団体の意思決定は団体自身が行なうものであるとの理由のみから団体に当事者適格を認める見解は形式的にすぎ、妥当性を欠く。団体の内部紛争における被告適格については、団体の内部紛争について訴訟の結果について重大な利害関係を有しているのは理事・代表者であると主張する者であるから、被告適格はまずこれらの者に認められるべきである。

さらに、団体をめぐる紛争は法律関係の安定のために画一的に解決する必要があるため、判決の効力を第三者に及ぼす必要があるところ、団体構成員の中には理事・代表者と主張する者以外の者や株式会社における一般株主などがおり、これらの者の利益は理事・代表者と主張する者の利益とは必ずしも一致しない場合がある。この場合、理事・代表者と主張する者に対して当事者適格を認めるだけでは判決の効力をこれらの者に及ぼすことは正当化されないため、これらの団体の一般構成員に対して手続保障を認める必要が生じる。このような団体の一般構成員の利害を調整し、集約する役割を果たすのに最も適当な主体は団体自身であることから、この意味で構成員全員によって構成される団体自身にもまた、被告適格が認められると解すべきで

ある⁽⁴⁰⁾。ただし、自称代表者・理事自身が主張するのは自己の利益に関する主張であるから、これらの者に訴訟を進行してゆく意思がない場合まで被告となることを強制するのは酷と考えられる。したがって両者を固有必要的共同訴訟とまで解する必要はなく、⁽⁴¹⁾ 団体単独による被告適格を認めよう⁽⁴²⁾と考える。

この考え方を原告適格に敷衍した場合には、原則として団体と代表者・理事と主張する者が原告適格を有し、その訴訟形態は必要的共同訴訟となるが、自称代表者・理事が訴訟を進行する意思がない場合にもその者を原告としなければならぬとする⁽⁴³⁾ことは不都合と考えられるから、団体は単独でも原告適格を有すると解すべきである。したがって本件においてX自治会のみが訴えを提起した場合にも、これに原告適格を認めることが許されることから、本件控訴審の判断は正当と考えられる。ただし、団体の内部紛争の被告適格に関してであるが、紛争の実態に着目して、訴訟の結果について重大な利害関係を有している者に被告適格を認めるべきであるとの見解をとり、団体の一般構成員の手續保障のために団体自体に被告適格を認めるべきであるとの見解をさらに推し進めた場合には、団体自身に当然に被告適格を認めるまでの必要がはたしてあるかどうかにか

ついてさらに検討を加える余地があるとも考えられるであろう⁽⁴³⁾。

五 請求棄却判決に対して訴え却下を求めてなされた控訴に対する措置について

最後に、本判決は、第一審がX自治会のYに対する損害賠償請求を棄却したのに対して、Yが訴え却下を求めて行った控訴を却下している。訴訟判決の原因となる訴訟要件の具備は職権調査事項であり、訴訟判決をなすか否かについて被告は申立権をもたず、申立ては職権の発動を促しているにすぎないから、裁判所が請求棄却判決をしても、それは被告の訴え却下申立てを排斥した意味をもたないためであると解される。これを実質的にみても、請求棄却判決は終局的な紛争の解決をもたらすものであり、被告にとって訴え却下判決よりも有利なものであるから、被告の控訴に利益はない。このように解するのが通説の見解であり、本判決が控訴を却下したのは妥当である。

本判決については、吉田純平講師⁽⁴⁵⁾、上田竹志准教授⁽⁴⁶⁾および匿名者⁽⁴⁷⁾による評釈がある。

- (1) 上田竹志「本件判批」法学セミナー七二四号二〇頁参照。
- (2) 最判昭和二年二月一日民集八卷二号四一九頁など。
- (3) 芦部信喜『憲法』三三二頁(岩波書店、第六版、二〇一五年)など。
- (4) 宗教団体紛争に関する審判の範囲については、拙稿「判批」法学研究七六卷四号七七頁以下参照。
- (5) 東京地判平成四年六月四日判例時報一四三三六号六五頁、東京地判平成六年二月六日判例時報一五五八号五一頁など。
- (6) 最判昭和六三年二月二〇日裁判集民一五五号四〇五頁など。宗教団体の内部紛争に関してこのような審査方法をとった判例としては、最判昭和五五年一月一日民集三四卷一号一頁、最判昭和五五年四月一〇日判例時報九七三号八五頁がある。
- (7) 判例の傾向については、安福達也「法律上の争訟性をめぐる裁判例と問題点(上)」判例タイムズ二八頁以下、原啓一郎「判批」別冊判例タイムズ二九号二〇六頁、安西明子「団体内部紛争の争訟性に関する近時の裁判例検討」石川明・三木浩一編『民事手続法の現代的機能』二一三頁(信山社、二〇一四年)など参照。
- (8) 佐藤功「法律上の争訟」と司法権の限界」民事研修二二七号七頁、松本保三「宗教事項と裁判所の司法審査について」創価法学六卷二号九五頁ほか。
- (9) 中野貞一郎「私法審判権の限界の確定基準」『民事訴訟法の論点Ⅱ』三二八頁(有斐閣、二〇〇一年)。
- (10) 新堂幸司「審判権の限界」新堂幸司ほか編『講座民事訴訟第二卷』一〇頁(弘文堂、一九八四年)、松浦馨「民事訴訟による司法審査の限界」竜寄喜助先生還暦記念『紛争処理と正義』一頁(有斐閣出版サービス、一九八八年)、高橋宏志『重点講義民事訴訟法上巻』三四〇頁(有斐閣、第二版補訂版、二〇一三年)ほか。
- (11) 前掲注(6)最判昭和五五年四月一〇日がこの見解をとる。
- (12) 安西明子「宗教団体紛争における本案審理の手法」福岡大学法学論集四三号四号三三八頁、井上治典「宗教団体の懲戒処分の効力をめぐる司法審査の新たな流れ(下)」判例評論五一二号一八五頁、松本博之・上野泰男『民事訴訟法』七九頁(弘文堂、第八版、二〇一五年)。
- (13) 兼子一『新修民事訴訟法体系』一五五頁(酒井書店、増訂版、昭和四〇年)。
- (14) 最大判昭和三年七月二〇日民集一一七卷一三二四頁。
- (15) 石川明「過去の法律関係と確認訴訟」法学研究三二卷一二号二〇頁、新堂幸司『民事訴訟法』二六三頁(弘文堂、第五版、二〇一一年)、伊藤眞『民事訴訟法』一五〇頁(有斐閣、第四版補訂版、二〇一四年)など。

- (16) 吉田純平「本件判批」新・判例解説 Watch 民事訴訟法 No. 59。
- (17) 兼子・前掲注(13)一五八頁など。
- (18) 判例時報六七一号七六頁。裁判例の検討については、高地茂世「法人の内部紛争をめぐる訴訟における当事者適格」法律論叢五六卷六号一〇一頁以下参照。
- (19) 判例時報七三五号九八頁。
- (20) 本間義信「判批」民商法雜誌六三卷一号六五頁、岩原伸作「株主総会決議を争う訴訟の構造(九)」法学協会雜誌九七卷八号一〇八七頁など。
- (21) 民集二三卷八号一四二三頁。
- (22) 民集二一卷一号一一二頁。
- (23) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について(二)」判例タイムズ五三二号一八頁。ただし、「最高裁の判断は非常に短いものであり、果たして東京高裁の判断をそのまま全面的に是認したものでどうかは必ずしも明確ではない。」とされる。
- (24) 伊藤・前掲注(15)五九〇頁、柳川俊一「判解」最高裁判所判例解説民事篇(昭和四四年度)七五八頁、本間義信「判批」民商法雜誌六三卷一号七〇頁など。
- (25) 松田二郎・鈴木忠一『条解株式会社法上巻』二四六頁、二五五頁(弘文堂、一九五五年)、柳川俊一「判解」最高裁判所判例解説民事篇(昭和四四年度)七六〇頁、中田淳一「判批」民商法雜誌四六卷五号八九二頁、伊藤眞「判批」昭和五二年度重要判例解説一二五頁、五十部豊久「判批」別冊ジュリスト民事訴訟法判例百選(第二版)五八頁、坂原正夫「法人内部紛争における当事者適格」小山昇・中野貞一郎・松浦馨・竹下守夫編『演習民事訴訟法』一九三頁(青林書院、一九八七年)、新堂幸司・鈴木正裕・竹下守夫編集代表『注釈民事訴訟法第一卷』五一二頁「高見進」(有斐閣、一九九一年)、松本上野・前掲注(12)二四九頁など。
- (26) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格論・再論」青山善充ほか編『民事訴訟法理論の新たな構築上巻』七五二頁以下(有斐閣、二〇〇一年)。
- (27) 中島・前掲注(26)七五四頁以下。
- (28) 上田竹志「本件判批」法学セミナー七二四号一二〇頁。
- (29) 高橋・前掲注(10)三一六頁。
- (30) 谷口安平「団体をめぐる紛争と当事者適格」ジュリスト五〇〇号三二六頁。
- (31) 谷口・前掲注(30)三二七頁。
- (32) 谷口・前掲注(30)三二七頁。
- (33) 福永有利「法人の内部紛争と当事者適格」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座一卷』三三六頁(日本評論社、一九八一年)。
- (34) 福永・注(33)三三七頁。

- (35) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について (三三)」判例タイムズ五三八号三五頁、同・前掲注(26)七六一頁。
- (36) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について (六・完)」判例タイムズ五六六号二八頁。
- (37) 山本克己「判批」民商法雑誌九五卷六号九三二頁、松尾卓憲「法人の内部紛争」鈴木重勝・上田徹一郎編『基本問題セミナー民事訴訟法』三七頁以下(一粒社、一九九八年)。
- (38) 山本・前掲注(37)九三五頁。
- (39) 高橋・前掲注(10)三一四頁。
- (40) 中島弘雅「法人の内部紛争における被告適格について (二)」判例タイムズ五二四号四一頁。
- (41) 高橋・前掲注(10)三一四頁はこれを固有必要的共同訴訟とする。
- (42) 中島・前掲注(36)二九頁参照。
- (43) 松尾・前掲注(37)四一頁は、やはり「全くの試論にすぎないが」としたうえで、「自称代表者間の争いのようなケースにおいては、むしろ、当事者が、必要に応じて、法人ないしは関係人を訴訟に巻き込み、または、これらの者が、自らのイニシアティブでこの種の訴訟に参加できる途さえ保障されていれば、自称代表者間だけの訴訟を肯定してよいのではあるまいか。」とされる。
- (44) 兼子・前掲注(13)四四〇頁、三ヶ月章『民事訴訟法』五二六頁(弘文堂、第三版、一九九二年)、伊藤・前掲注(15)六四八頁など。
- (45) 吉田・前掲注(16)。
- (46) 上田・前掲注(28)一二〇頁。
- (47) NBL一〇四八号七二頁。

河村 好彦